



令和6年12月10日
航空局航空事業課

混雑空港を使用して運航を行うことの許可について

本邦航空運送事業者17社から申請のありました、混雑空港を使用して運航を行うことの許可申請について、令和6年12月3日に運輸審議会から「許可することが適当である」旨の答申があり、これを受け、航空法第107条の3第1項の規定に基づき、本日（令和6年12月10日）付けで許可いたしました。

なお、本件は混雑空港を使用して運航を行うことの現在の許可が令和7年1月31日に期限到来となるため、改めて許可するものです。

（概要）

1. 申請者 全日本空輸株式会社、ANA ウイングス株式会社、
日本航空株式会社、日本トランスオーシャン航空株式会社、
株式会社ジェイエア、日本エアコンピューター株式会社、
スカイマーク株式会社、株式会社 AIRDO、株式会社 ソラシドエア、
株式会社 スターフライヤー、Peach・Aviation 株式会社、
ジェットスター・ジャパン株式会社、スプリング・ジャパン株式
会社、アイベックスエアラインズ株式会社、株式会社 フジドリー
ムエアラインズ、オリエンタルエアブリッジ株式会社、
天草エアライン株式会社
2. 申請事案の種類 混雑空港運航許可（成田国際空港、東京国際空港、
関西国際空港、大阪国際空港、福岡空港）

（お問い合わせ先）
航空局航空ネットワーク部航空事業課
TEL 03-5253-8111